

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月10日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 契約締結日  
至) 令和7年3月3日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、それぞれの単価に予定数量を乗じて算出した合算額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識及び技術を有することを証明した者であること。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

### ① 直接交付

栃木県日光市中宮祠2482-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所日光庁舎  
電 話 0288-55-0055  
F A X 0288-55-0064

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「(単価契約)魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「(単価契約)魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に記載の質疑事項については、令和6年6月17日までに上記3.アックレスは入札説明会に出席し、質疑事項について説明を受ける。また、令和6年6月17日までに上記3.アックレスは入札説明会に出席し、質疑事項について説明を受ける。なお、当該日以降に質疑事項が生じた場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合は、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)を証明する証明書等を提出しなければならない。  
入札説明書による。  
3.①に同じ。  
令和6年6月24日 17時00分  
証明書等は上記日時までに提出すること。  
開札は証明書等の審査を終了した後、下記6.(1)にて行う。

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年7月8日 14時00分  
栃木県日光市中宮祠2482-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所日光庁舎 展示棟セミナー室  
令和6年7月8日 12時00分  
3.①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- (3) 入札の無効
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

日本語及び日本国通貨。  
免除。  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。  
要。  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契

- 約締結日、契約先の名、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員最終職名及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構との間の取引高
  - ② 当機構と高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、ご確認いただきたくも、所定の情報提供及び情報公表に同意の上、ご協力をお願いいたします。また、契約締結の旨、ご了知願います。

## 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 10. 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書における「誓約書等」の提出について

当機構では、「政府機関等サイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定。）の趣旨を踏まえ、契約相手方となった場合に、特記仕様書に基づく誓約書等の提出をお願いいたします。

「（単価契約）魚類耳石年齢及び胃内容物査定業務」（以下、「本契約」という。）特記仕様書をご理解いただき、以下内容の誓約を書面にしてご提出をお願いします。

- ① 特記仕様書第3（1）・第4（2）：本契約における履行体制及び遵守事項の誓約について
- ② 特記仕様書第8（1）イ（ウ）：本契約における消去状況の報告について
- ③ 特記仕様書第8（1）イ（エ）：本契約における履行完了に伴う遵守事項の報告について
- ④ 特記仕様書第8（2）ウ：本契約における個人情報及び要機密情報に係る情報の管理記録の報告について
- ⑤ 特記仕様書第8（2）オ：本契約における情報消去承諾の申請について
- ⑥ 特記仕様書第8（2）ケ：本契約における業務従事者全員への教育及び研修の実施状況の報告について
- ⑦ 特記仕様書第10：再委託承認申請書

# 業務仕様書

1. 件名 (単価契約) 魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務
2. 業務目的 本業務は、栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、新田川に生息する魚類（イワナ、ヤマメ、ホンマス、ブラウントラウト、ヒメマス、ウグイ、フナ、オオクチバス、コクチバス等）の年齢組成を耳石年齢査定分析によって明らかにすること、及び、河川、湖沼に生息する魚類の胃内容物の組成を明らかにすることを目的とする。
3. 予定数量 耳石年齢査定 約200検体  
胃内容物査定 約200検体
4. 業務期間 自) 契約締結日  
至) 令和7年3月3日
5. 業務内容 **【耳石年齢査定】**  
請負業者は、当所から送付する耳石サンプルについて、薄層切片を作成し、輪紋計数を行うとともに、耳石中心から各輪紋外縁までのポストロストラム方向の長さを耳石解析ソフトを用いて1 $\mu$ mの精度で測定する。なお、詳細については下記のとおりとする。
  - (1) サンプルの送付について  
サンプルは1ヶ月当たり最大100検体を送付する。  
請負業者はサンプルを受領後、破損等がないか確認すること。  
なお、破損等があった際は、速やかに担当職員に報告し指示に従うものとする。受領したサンプルは担当職員より分析指示があるまで適切に保管すること。
  - (2) 対象魚類について  
栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、新田川に生息する魚類（イワナ、ヤマメ、ホンマス、ブラウントラウト、ヒメマス、ウグイ、フナ、オオクチバス、コクチバス等）
  - (3) 切片作成  
耳石をポリエステル樹脂に包埋し、電動切断機を使用して、耳石中心部を挟む短軸方向の薄層切片を作成する。切片の厚さは0.5mm以下とする（必要に応じ研磨を行う）。
  - (4) 画像解析用の試料作成  
切片を、熱可塑性樹脂でスライドガラスに貼付する。  
貼付した切片は、0.05N塩酸で30秒程度エッチング処理後、トルイジンブルー染色（原液で1分程度：個体によって時間調整）し、脱イオン水で軽く流して、風乾する。
  - (5) 画像解析による年齢査定  
顕微鏡撮影を行い、耳石切断面全体を1枚の画像で撮影する。  
ただし、全個体を一定の倍率で撮影し、画素数は100万画素以上とする。写真撮影された輪紋を計数して年齢査定する（輪紋計数部位を画像にプロットする）。

(6) 分析結果の報告について

分析結果報告書については、①輪紋数、②耳石径及び耳石中心から各輪紋外縁までの長さ、③個体ごとの薄層切片の写真を都度メール添付により提出すること。尚、①、②についてはExcelに入力し提出することとする。

提出期限は、分析を指示（1回当たり100検体を予定）してから30日以内（ただし、期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合はその翌日まで）とする。

(7) サンプルの返却について

作成された薄層切片サンプルについては、分析終了後、個体IDなどをラベリングし返却するものとする。返却の際は、破損等が生じないように十分に気をつけること。

**【胃内容物査定】**

請負業者は、当所から送付する魚類胃内容物サンプルについて、種同定、分類ごとの個体数計数、湿重量計量、体積比を測定し、分析結果を報告書として提出することとする。なお、詳細については下記のとおりとする。

(1) サンプルの送付について

サンプルは1ヶ月当たり最大100検体を送付する。

請負業者はサンプルを受領した際、破損等がないか確認すること。なお、破損等があった際は、速やかに担当職員に報告し指示に従うものとする。受領したサンプルは担当職員より分析指示があるまで適切に保管すること。

(2) 対象魚類について

①魚種：河川性及び湖沼性魚類

②魚体のサイズ：10cm～70cm程

③採集場所：栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、新田川、千葉県手賀沼

(3) 分析結果の報告について

分析結果報告書については、①種同定、②分類毎の個体数計数、③湿重量計量(0.1mg単位)、④体積比をExcelに入力し、都度メール添付により提出すること。

提出期限は、分析を指示（1回当たり100検体を予定）してから30日以内（ただし、期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合はその翌日まで）とする。

(4) サンプルの返却について

当所より送付したサンプルは、分析終了後に下記のとおり分別及びラベリングをして冷凍返却するものとする。

①分別：採集日、種毎にまとめてガラス瓶に入れる。

②ラベリング：瓶毎に、採集日、種名、個体数を記載する。また返却の際は、破損等が生じないように十分に気をつけること。

6. 成果品及び業務報告
- (1) 成果品（分析結果報告書）は「耳石年齢査定」及び「胃内要物査定」ごとの電子データを電子媒体（CD-R等）で2部提出すること。
  - (2) 電子媒体は提出の前にウイルスチェックを行うこと。
  - (3) 本業務は成果品（分析結果報告書）を提出後完了届もしくは完了報告書の提出を持って完了とする。  
報告期限：令和7年3月3日
7. 納入場所
- 栃木県日光市中宮祠2482-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 日光庁舎
8. その他
- (1) 全ての分析サンプルは返却すること。
  - (2) 分析結果は誤謬がないように報告すること。
  - (3) 運送に係る経費及び消耗品等（瓶など）に係る経費は、全て請負業者が負担するものとする。
  - (4) 本業務で知り得た情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行い第三者への開示及び漏洩することがないように注意すること。
  - (5) 本業務における品質確認及び解析業務について、別添：国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書に従うこと。
  - (6) 詳細については担当職員の指示に従うこと。